

釜石市議会議員 小野 共

## 釜石市議会通信

## 第9号



小野共です。いつもお世話になっております。8月31日（月）に開会した9月定例会は、市長から2件の報告を受け、9件の議案を承認し、平成20年度の10会計を認定し、2件の議議案を承認し、9月16日に閉会しました。

## 2件の報告について。

1. 平成20年度釜石市健全化判断比率及び公営企業資金不足比率の報告について。

北海道夕張市に代表されるような自治体の財政破綻の発生を受け、国が全ての地方自治体に、その自治体の財政はどのような状態なのかを判断する為の指標を公開することを義務付け、その指標を市が公開したものです。この指標が、国の定める数値を下回ると国から財政再生団体に指定され、その自治体の財政は予算策定を含め全て国の管理のもとに行われることとなります。釜石市の健全化判断比率は、国の定める数値は元より、県平均も上回っており、公営企業の比率については、釜石市の公営企業会計（水道事業、病院事業、下水道事業、漁業集落排水事業、農業集落排水事業）に資金不足（赤字）はありませんでした。これらの指標の数値から釜石市の財政は概ね健全だと言えます。

2. 公用車による車両接触事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について。

7月28日に、市の公用車が唐丹町小白浜で接触事故をおこしました。これに伴い相手方に保険で損害賠償するものです。損害賠償額は81,690円です。そもそも、条例を定めたり、予算を決めたり、決算を認定することなどは議会の議決が必要です。損害賠償の額を定めることも本来市議会の議決が必要ですが、釜石市の釜石市長専決条例に、1件あたり50万円以下の自動車損害賠償保険の支払いは市長が議会の議決を経ず処理出来る、という規定があります。一方で地方自治法には、首長が専決処分した時はそれを議会に報告しなくてはいけない、という条文があり、これらにより市長が議会にこの事件と専決処分を報告したものです。市でも公用車交通事故防止に向けてこれからも取り組んでいきたい、との事でした。

## 9件の議案について。

1. 釜石市手数料条例の一部を改正する条例

国の法律により、長期優良住宅（長期にわたり良好な状態で使用する為の措置が講じられた住宅）（耐震性、省エネルギー性、維持管理の容易性など）を6月4日以降新築する場合、登録免許税、

不動産取得税、固定資産税、所得税などにおいて有利な特例が適用されることとなります。この法律により、この長期優良住宅の建築計画の認定が市の所管となりました。これに伴い、建築計画を市に提出し、市が認定作業をする場合の手数料を定めた条例を制定しました。

#### 2. 釜石市国民健康保険条例の一部改正について

出産育児一時金の支給額を、平成21年（今年）10月1日から平成23年3月31日までに出産した人の世帯主に、以前の38万円の支給ではなく、4万円増額し、42万円支給するという条例の変更をしました。

#### 3. 釜石市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例について

国は平成19年に、水道施設整備に関する国庫補助制度の見直しを行い、既存の上水道事業に統合可能な簡易水道は補助事業の対象にしない、という方針を発表しました。現在、釜石市の簡易水道の運営に国庫から補助金が年間1,100万円ついており、この補助金が受けられなくなる可能性があり、これに伴い市の簡易水道事業を上水道事業に統合する、という条例の変更をしました。

#### 4. 釜石市教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

現在、釜石の教育委員は5人おり、委員の任期は4年です。この委員のうち、一人の方の任期が今年平成21年の9月に満期を迎えることにより、この委員の再任を決議しました。

#### 5. 釜石市公文書公開条例の一部を改正する条例

7月に「市民オンブズマン岩手」により、県内13市の情報公開度で釜石市が最下位であることを指摘されました。釜石では公文書の公開の請求権者を市民に限定しておりましたが、他市は請求権者に制限はありませんでした。私も釜石市が請求権者を市民に限定していたことをこの時まで知りませんでした。当然、公文書は広く公開すべきだと思います。このオンブズマンの指摘を受け、市の公文書公開条例の請求権者を限定しないこととする、という条例の変更をしました。

#### 6. 旧釜石市民病院の医療行為に対する損害賠償請求に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて

平成15年5月に、当時の市民病院で狭心症の為入院されていた患者が心臓カテーテルの手術を受けた後死亡されました。この事に関し、相手方から市に対し損害賠償の請求があり、市は専門医、弁護士と相談し損害賠償額を定め和解することとしました。和解金は保険で支払われることとなり、これを決議しました。

9件の議案のうち残りの3件は補正予算で、10件の認定は平成20年度の10会計（一般会計と9特別会計）に関するものでした。

#### 2件の議議案について。

##### 1. 地域公共交通維持、確保を求める意見書の提出について

そもそも議議案とは、議案が首長（市長）から議会に提出される案であるのに対し、議議案は議



員が議会に提出する案のことです。平成20年度から県は、各自治体の交通弱者と呼ばれる人達の通院、買い物の足を確保する為に自治体に補助金をつけてきました。平成22年度以降はこの、県からの補助金の有無が全く未定であることから、釜石市議会が釜石市議会の名前で、この交通維持の為に補助金を平成22年度以降も続けるよう岩手県に対し意見書を出すことを議会で議決しました。

## 2. 特別委員会の設置について。

釜石市議会の議員の定数（現在23名）を見直すことを検討する委員会を立ち上げる案を議会に提出し、これを議決しました。委員は議員から8人選ばれ、議員定数について平成22年の9月までに結論を出すことになりました。

今定例会では私は一般質問をしませんでした。議案審議での私の質問の一部を掲載します。

### ■ 経済危機対策臨時交付金について。

今定例会で経済危機対策臨時交付金として国から4,850万円予算がついております。7月臨時会では2億1,700万円がこの経済対策臨時交付金として予算化されております。

財務省のホームページをみますと、そもそもこの交付金の使い方は4つあり、地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安心安全の実現の為に事業、その他将来に向けた地域の実情に応じるきめ細やかな事業、の4つを積極的に実現する為に交付金、という財務省の方針であります。しかし、何に使ってもいいという程、使用目的が広いように見えます。

今定例会において予算化されている4,850万円の交付金の配分の内訳は、環境対応車導入促進事業に300万円、エコカーに買いかえる人に一人3万円の補助、学校関連施設の改修に400万円、学校環境整備に150万円、市民会館の空調設備の改修に4,000万円ということで、例えば7月補正では旧釜石小学校の解体に1億配分されております。

私が言いたいのは、国から釜石に来ているこの経済対策交付金の2億6,000万円の使い道は様々な分野にわたっている、という事です。我が釜石には改修、補修、あるいは新設する必要がある施設、学校、あるいは新たな予算が必要な事業が数多くあるのは御存知の通りです。この交付金の市の配分の仕方に関して反対するものではありません。ただ、山積みする数ある事業の中からこれらの事業を選んで予算化した以上、それには何らかの基準が当然あり、その基準に基づいて事業に優先順位をつけ、結果としてこれらの事業を予算化したはずで

2億6,000万円という、これだけの大きい額のお金が、どのような基準のもとにそれぞれの事業に配分されたのかということは、明かにされる必要があるはずで

経済対策臨時交付金の配分の市の判断の基準と優先順位を明らかにして下さい。

### ■ 市の基金の適正規模について。

19年度末で23億円あった基金の残高が、20年度末で21億円になっております。20年度中に14個の基金の合計残高を2億円減らしたという事です。

私が聞きたいのは今の釜石の施策と将来の施策を考えた時に、この21億円の基金の残高は適正なものなのかどうか、これが十分な金額なのかどうかということです。

そもそも適正な基金の残高というのは、14個それぞれの基金の適正な残高の合計であるはずで

す。言いかえれば14個それぞれの適正な基金の残高というものを、まず当局がつかんでおり、その適正な残高に向けて計画的に基金を毎年積み立てたり、取り崩したりする事が基金の運用ということです。

例えば財政調整基金の適正な残高というのは、その自治体の標準財政規模の10%であります。それからすれば釜石の財調基金の適正な残高は10億円ということになります。しかし現在釜石には5億円しかないのあと5億円足りないということになり、財政調整基金が目標の10億になるまで積立をこれからしていかななくてはいけないという判断になります。これは財調基金の運用の方針ですが、他の基金についてはどう考えているのかを聞きたいのです。

基金の適正な残高がいくらなのかが分らない限り、今の基金の残高21億円が例えば半分になっただとしてもそれがいいことなのか悪いことなのか判断出来ない、という事になります。貯金はいっぱいあればあるほどいいというような判断では当然なく、これからの釜石の限られた資産を考えた時、この限られた資産をいつどこにどのように使うのかということを考えておかななくてはいけないのです。釜石の財政運用に関する基本的な方針を考えておく必要があるのです。

釜石の適正な基金の残高をいくらと考えているのか、そして今の基金残高21億が適正な金額なのかどうか聞かせて下さい。

#### ■ 奨学資金の貸付金事業について。

奨学資金の貸付金と返済の処理の仕方について聞きます。奨学生への貸付を一般会計の教育費で計上し、返済を一般会計の歳入の諸収入で処理しております。つまり現在釜石市では、奨学金の貸付と返済を育英会基金には手を付けず、一般会計で処理しているということになります。

本来、奨学資金の貸付と返済は、育英会基金から直接、奨学生とやりとりするものであるのが一般的です。なぜ奨学金事業を一般会計でやっているのか。このやり方だと育英会基金が一般会計と別会計になっている意味が全くありません。そもそも基金や特別会計を一般会計と別会計にする目的は、その会計が採算が取れているのかいないのかを分りやすくする為、そしてその事業により利益を受ける人が主にその負担をするという受益者負担の原則により、特別会計や基金を一般会計と分けるのです。

今の貸付事業のやり方だと、例えば奨学資金の貸付の返済の滞りが出た時、それを一般市民の税金で賄うという状況になります。この事自体が悪い事なのではなく、今のやり方を続けると、奨学資金の不採算に気付きにくい事態になることを恐れているのです。

なぜ奨学資金の貸付事業を一般会計でやっているのか理由を明かにして下さい。

## あ と が き

今定例会でも私の質問は基本的に、「行政の仕組みの中に入り込む」というものだったと思います。私は基本的に、「限られたお金（予算）の分配の仕方」を議論するより、「どうすれば使えるお金（予算）が増えるのか」について考えたいと思っています。

寒くなってきました。今年の冬はインフルエンザも流行りそうです。体には十分気を付けて下さい。

小野共事務所 電話(ファックス)兼用 55-2730